

支 払 基 金  
平成 2 8 年 6 月 1 3 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。  
なお、下記 1 のコードの適用年月日は、平成 2 8 年 7 月 1 日であることから、平成 2 8 年 6 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 6 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：2コード）

平成 2 8 年 7 月 1 日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010829	持続緩徐式血液濾過器（特殊型）・ 指定番号	27,800	28,500
710010849	オープン型ステントグラフト・指定 番号	1,090,000	1,140,000

- 2 平成 2 8 年 3 月 4 日付け同第 5 6 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）

平成 2 8 年 6 月 3 0 日廃止

特定器材 コード	特定器材名
710010838	人工内耳用音声信号処理装置（残存聴力活用型）・指定番号